

(5) 県内外の主な動き

(政策・方針決定過程における男女共同参画の推進)

2003年4月に実施された統一地方選において、北海道で女性知事が誕生し、女性の知事が全国で4名となったのをはじめ、県議会議員、市町村議会議員においても、女性の進出はめざましいものがありました。

三重県においても、県議会議員については女性議員が1名増加し2名となり、市町村議会議員については10名増加し、95名となりました。

(男女共同参画社会実現に向けた総合的な取組の推進)

男女共同参画の推進に関する条例は、2003年3月31日現在、全国で42都道府県11政令都市で制定されています。

三重県では、2000年10月に三重県男女共同参画推進条例を制定しています。これは全国で4番目の制定であり、人権条例がある県として初めての制定でした。

また、県内の市町村における条例は、2003年3月31日現在で津市、上野市、桑名市、伊勢市の4市で制定されており、2003年6月には松阪市で制定されました。現在、条例制定を検討している市町村もいくつかあります。

三重県では、2002年3月に男女共同参画施策を総合的、計画的に実施するための指針である基本計画を策定するとともに、40項目の目標値等を定めた第一次実施計画を同時に策定しました。県内の市町村においても、すべての市が計画を策定しています。2002年度には、白山町が町村としては県内で初めて計画を策定しました。

(市町村合併と地域社会における男女共同参画に関する意識の普及)

2005年3月を期限とした市町村合併により、地域社会は大きく変わろうとしています。

合併議論を契機として、地域におけるさまざまな問題が住民間で話し合われる場面が増えました。男女共同参画のねらいである社会システムの見直しについても、この機をチャンスとして生かすことで、大きく進展することが望めます。

(働く場等、さまざまな分野における男女共同参画の推進)

国では、さまざまな分野における女性のチャレンジを推進する上で重要と考えられる事項について、2003年4月に「女性のチャレンジ支援策」としてまとめられました。

チャレンジの種類として、「政策・方針決定過程に参画し・活躍する『上』への(垂

直型)チャレンジ」「起業家、研究者・技術者等、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる『横』への(水平型)チャレンジ」「子育てや介護等といった仕事を中断した女性の『再』チャレンジ」の3つが挙げられ、それぞれについて、支援策が述べられています。

その中で、2020年までに管理的職業に従事する女性の割合を30%以上にするといった数値目標が設定されています。また、「身近なチャレンジ事例の提示」や「チャレンジ支援のためのネットワークの実現」などが支援策として挙げられています。

三重県においても、さまざまな分野へ男女がバランスよく進出できるよう取組を進めていますが、昨年度、大規模な改選となった農業委員においては女性委員が34名から69名へと倍増するなど、成果が少しずつ現れています。

(家庭・地域における男女共同参画の推進)

2002年の合計特殊出生率が、全国で1.32、三重県では1.40となり、人口を維持するために必要である2.08を約0.7下回るなど、少子化が急速に進んでいます。

このため、従来の取組に加え、もう一段の対策を講じることが必要であるとして、2002年9月には「少子化対策プラスワン」が公表されました。この中で、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進することとしています。また、育児休業の取得率などの目標値が掲げられています。

これらを受けて、2003年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。この法律では、地方公共団体および企業における10年間の集中的・計画的な取組を推進するために、都道府県、市町村、事業主に行動計画を策定することを規定しています。国においては、これらの行動計画を策定する際の指針を策定することとしています。

(人権の尊重と心身の健康支援)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間の暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)であっても重大な人権侵害であるとして、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定、施行されました。これまで、家庭内の問題などとして見過ごされてきましたが、この法律によって改めて犯罪であると規定されました。

2002年度の全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は、35,943件、この法律の最大の特徴ともいえる保護命令の発令件数は、接近禁止のみ912件、退去命令のみ4件、接近禁止命令と退去命令の同時発令366件となっており、DVを取り巻く状況の深刻さが窺えます。

三重県では、2002年度に配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)に寄せ

られた相談件数は 722 件、接近禁止命令は 28 件、退去命令は 1 件となっています。

DV 防止法により、被害者の保護・支援については、一定の進展がありましたが、保護命令の発令対象は被害者本人に限定されていること、配偶者間の暴力にのみ適用されることなど、この法律の課題等が指摘されています。

DV 防止法は、附則において施行後 3 年を目処に見直しを行うこととされており、法律改正に向けて活発な議論がなされています。